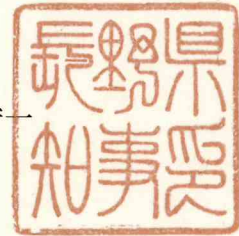


県学第 304 - 32 号
令和 7 年 (2025 年) 8 月 29 日

長野県厚生農業協同組合連合会
会 長 様

長野県知事 阿部 守一



大学等における修学の支援に関する法律第 3 条第 2 項に
基づく確認について

下記による確認申請書に記載の専門学校は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる要件を満たしていることを確認しましたので、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省第 6 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき通知します。

なお、同規則第 7 条第 2 項に基づく確認申請書（様式第 2 号の申請書の部分に限る。）の公表について、遺漏ないようご対応願います。

記

- 1 申請年月日
令和 7 年 6 月 23 日
- 2 専門学校の名称
佐久総合病院 看護専門学校

* 授業料等減免対象者に対して令和 8 年度から授業料等の減免を行うこと

(問い合わせ先)

担 当：県民の学び支援課 私学振興係
神津・酒井

電 話：026-235-7058

FAX：026-235-7284

E-mail：shigaku@pref.nagano.lg.jp

様式第1号

令和7年6月23日

長野県知事 阿部 守一 殿

〔設置者の名称〕 長野県厚生農業協同組合連合会

〔代表者の役職〕 代表理事理事長 洞 和彦

大学等における修学の支援に関する法律第3条第1項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	佐久総合病院看護専門学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・専門○学校)
大学等の所在地	長野県佐久市臼田 2238 番地
学長又は校長の氏名	渡辺 仁
設置者の名称	長野県厚生農業協同組合連合会
設置者の主たる事務所の所在地	長野県長野市南長野北石堂町 1177 番地 3
設置者の代表者の氏名	代表理事理事長 洞 和彦
申請書を公表する予定のホームページアドレス	http://www.saku-kango.ac.jp

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☒ 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第1項に基づき確認申請書を提出します。

☐ 更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第3項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☒ この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。

☒ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

☒ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

☒ この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取

り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- ☒ 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第3条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	佐久総合病院看護専門学校	0267-82-2474	sakukan@sakuhp.or.jp
第2号の1	佐久総合病院看護専門学校	0267-82-2474	sakukan@sakuhp.or.jp
第2号の2	佐久総合病院看護専門学校	0267-82-2474	sakukan@sakuhp.or.jp
第2号の3	佐久総合病院看護専門学校	0267-82-2474	sakukan@sakuhp.or.jp
第2号の4	佐久総合病院看護専門学校	0267-82-2474	sakukan@sakuhp.or.jp

○添付書類

- ※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☒）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- ☐ 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- ☒ 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- ☒ 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- ☒ 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- ☐ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校コード	H120321700010	学校名	佐久総合病院看護専門学校
設置者名	長野県厚生農業協同組合連合会		

Ⅰ. ①直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	108,985,614,000円	110,549,159,000円	-1,563,545,000円
申請2年度前の決算	108,066,287,000円	110,244,897,000円	-2,178,610,000円
申請3年度前の決算	106,164,103,000円	109,159,841,000円	-2,995,738,000円

Ⅰ. ②直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	110,197,854,000円	57,721,682,000円	52,476,172,000円

Ⅱ. 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率(F)/(E)
今年度(申請年度)	120人	129人	107%
前年度	240人	193人	80%
前々年度	240人	205人	85%

大学・短期大学・高等専門学校で、Ⅱ. 申請校の直近3年度の全ての収容定員充足率が8割未満の場合
申請前年度に当該学校を卒業した者について、今年度(申請年度)5月1日時点の状況について

(A)又は(B)のいずれかを記載

・申請校の直近の進学・就職率の状況(A)学校基本統計を利用する場合

	卒業者数(G)	進学者数+就職者数(H)	進学・就職率(H)/(G)
申請前年度の状況	55人	54人	98%

・申請校の直近の進学・就職率の状況(B)学校基本統計を利用しない場合

	進学希望者+就職希望者(I)	進学者数+就職者数(J)	進学・就職率(J)/(I)
申請前年度の状況	55人	54人	98%

(Ⅰ. ②の補足資料)「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	佐久総合病院看護専門学校
設置者名	長野県厚生農業協同組合連合会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科 3年課程	夜・通信	107	102	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページ掲載 <https://www.saku-kango.ac.jp>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名 該当なし

(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	佐久総合病院看護専門学校
設置者名	長野県厚生農業協同組合連合会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	佐久総合病院看護専門学校運営委員会
役割	本校の円滑な運営を図るために佐久総合病院看護専門学校運営委員会を置き、次の事項について審議する。 (1) 学則又は、諸規定の制定・改廃に関すること。 (2) 教育方針及び教育計画に関すること。 (3) 学校の予算及び決算に関すること。 (4) 学生の募集及び入学に関すること。 (5) 学生の身分に関すること。 (6) 学校の施設整備計画に関すること。 (7) その他学校運営に関すること。 ※ 佐久総合病院看護専門学校校内運営委員会（事前検討・上申）

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
JA 長野厚生連 代表理事理事長	2025/4/1 ～ 2026/3/31	学校母体の代表理事理事長 運営委員会：委員
JA 長野厚生連 代表理事専務理事	2025/4/1 ～ 2026/3/31	学校母体の代表理事専務理事 運営委員会：委員 校内運営委員会：委員
JA 長野厚生連 常務理事	2025/4/1 ～ 2026/3/31	学校母体の常務理事 運営委員会：委員 校内運営委員会：委員
JA 長野厚生連 参事	2025/4/1 ～ 2026/3/31	学校母体の参事 運営委員会：委員 校内運営委員会：委員
JA 長野厚生連 佐久総合病院 統括院長	2025/4/1 ～ 2026/3/31	運営委員会：委員長 校内運営委員会：委員長 学校長 実習先病院：統括院長
JA 長野厚生連 浅間南麓こもろ医療センター 院長	2025/4/1 ～ 2026/3/31	運営委員会：委員 校内運営委員会：委員

JA 長野厚生連 北アルプス医療センターあづみ病院 統括院長	2025/4/1 2026/3/31	～	運営員会：委員 前副学校長（兼任） 実習先病院：統括院長
JA 長野厚生連 長野松代総合病院 統括院長	2025/4/1 2026/3/31	～	運営員会：委員
JA 長野厚生連 北信総合病院 統括院長	2025/4/1 2026/3/31	～	運営員会：委員
JA 長野厚生連 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター 統括院長	2025/4/1 2026/3/31	～	運営員会：委員
JA 長野厚生連 南長野医療センター 統括院長	2025/4/1 2026/3/31	～	運営員会：委員
JA 長野厚生連 富士見高原医療福祉センター 統括院長	2025/4/1 2026/3/31	～	運営員会：委員
JA 長野厚生連 下伊那厚生病院 院長	2025/4/1 2026/3/31	～	運営員会：委員
JA 長野厚生連 人事部 部長	2025/4/1 2026/3/31	～	運営員会：委員（事務局） 校内運営委員会：委員
JA 長野厚生連 人事部 次長	2025/4/1 2026/3/31	～	運営員会：委員（事務局） 校内運営委員会：委員
JA 長野厚生連 人事部 人材育成課長	2025/4/1 2026/3/31	～	運営員会：委員（事務局） 校内運営委員会：委員
JA 長野厚生連 佐久総合病院 統括看護部長	2025/4/1 2026/3/31	～	校内運営委員会のみ委員 実習先病院：統括看護部長
JA 長野厚生連 佐久総合病院 統括事務長	2025/4/1 2026/3/31	～	実習先病院：統括事務長
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	佐久総合病院看護専門学校
設置者名	長野県厚生農業協同組合連合会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

*シラバスの作成過程

「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」および「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」に則り、本校の教育理念、教育目的、教育目標に基づき、カリキュラムを編成している。

佐久総合病院看護専門学校学則第8条(教育課程及び単位数)・第21条(授業科目の評価および単位習得の認定)に関しては、「履修規定」として別に定める。(施行細則第4条)

履修規定 (学習評価)

第3条 学習の評価は、学科試験・臨地実習の成績及び出席状況に基づいて行う。

2. 成績の表示は次のとおりとし、S・A・B・Cを合格とし、所定の単位を修得する。

可否 評価 評点(100点満点)

合格 S 90点以上

合格 A 80点以上90点未満

合格 B 70点以上80点未満

合格 C 60点以上70点未満

不合格 D 60点未満

履修規定 (講義等の単位の認定)

第4条 所定授業時間の3分の2以上を出席し、その科目試験に合格した者に単位を認定する。

履修規定 (臨地実習の単位の認定)

第6条 所定実習時間の5分の4以上を出席し、実習指導者の評価に基づき実習担当教員が評価し合格した者に単位を認定する。

・8月～12月：カリキュラムに関する会議を設け、次年度の授業内容、講師、テキスト等の授業計画書を策定。

・1月～2月：講師依頼

・3月：シラバスを取りまとめ各学科で各学年の履修要覧(教育理念、教育目的、教育目標、教育内容、教育課程進度の考え方等も記載されたもの)作成。

・4月：在校生には始業時、新入生には入学後、履修要覧を配布。

*シラバスの公表時期

・4月

授業計画書の公表方法	ホームページに記載 https://www.saku-kango.ac.jp
------------	--

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

- ・年間2回の成績会議(単位修得認定を審議)にて単位修得が認定される。
- ・成績評価および履修認定については下記の規定により定める。

単位習得の承認(認定)は、平素の学習態度、学力試験及び実習成績を総合して行うものとする。単位の履修認定は、学則第8条別表の所定の授業科目を履修し、科目試験、臨地実習の評価により行う。

授業の評価(臨地実習を含む)は1科目100点とし、60点以上を合格とする。

上記成績評価の方法基準により、厳格かつ適正に履修認定を実施している。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

- ・佐久総合病院看護専門学校学則施行細則 第4条「履修規定」に定める。

履修規定 (学習評価)

第3条 学習の評価は、学科試験・臨地実習の成績及び出席状況に基づいて行う。

2. 成績の表示は次のとおりとし、S・A・B・Cを合格とし、所定の単位を修得する。

合否	評定	評点(100点満点)
合格	S	90点以上
合格	A	80点以上90点未満
合格	B	70点以上80点未満
合格	C	60点以上70点未満
不合格	D	60点未満

履修規定 (講義等の単位の認定)

第4条 所定授業時間の3分の2以上を出席し、その科目試験に合格した者に単位を認定する。

履修規定 (臨地実習の単位の認定)

第6条 所定実習時間の5分の4以上を出席し、実習指導者の評価に基づき実習担当教員が評価し合格した者に単位を認定する。

- ・臨地実習指導者会議にて臨地実習成績評価に関することを協議している。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

ホームページに記載

<https://www.saku-kango.ac.jp>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

【ディプロマ・ポリシー】(卒業認定の基本的な方針)

1. 多様な価値観を理解し、素直さと誠実さ・思いやりの心をもって人々と関わることができる。(感じ取る力)
2. 専門職業人として倫理的な看護実践ができる。(実践する力)
3. 看護を必要とする人々のニーズを把握し、根拠に基づいた柔軟な思考で看護実践ができる。(実践する力)
4. 多職種と連携・協同することを学び、チームの一員としての自覚を持つことができる。(連携・協同する力)
5. 厚生連で働く看護者としての自覚を持ち、主体的に学修に取り組む力を身につけることができる。(成長する力)

【4つの力の定義】

1. 感じ取る力 人間のもっている五感を使い、対象を思い相手を知ろうとする力
2. 連携・協同する力 同じ目的に向かって心と力を合わせ、互いを認め合う力
3. 実践する力
 - 1) 考える力 学習や経験を知識・技術に結び付ける力。思考を組み立てる力
 - 2) 伝える力・実行する力 考える力を基に、相手を思いやり、気遣い、尊重した関わりが持てる力
4. 成長する力 自分の可能性を信じ、未来に向けて取り組む力

【卒業認定】

学則第 22 条 学校長は、第 8 条第 1 項に定める課程を修了した者に対して、教員会議の議を経て卒業を認定する。

2 欠席日数が修業年限期間における所定授業日数の 3 分の 1 を越えた者は卒業することができない。

3 前項の規定により卒業を決定された者には、卒業証書を授与する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

ホームページに記載

<https://www.saku-kango.ac.jp>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	佐久総合病院看護専門学校
設置者名	長野県厚生農業協同組合連合会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	佐久総合病院看護専門学校において、閲覧可能
収支計算書又は損益計算書	佐久総合病院看護専門学校において、閲覧可能
財産目録	佐久総合病院看護専門学校において、閲覧可能
事業報告書	佐久総合病院看護専門学校において、閲覧可能
監事による監査報告（書）	佐久総合病院看護専門学校において、閲覧可能

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	107/3, 151 単位時間／単位	2, 116 単 位時間 /84 単位	単位時間 /単位	1, 035 単 位時間 /23 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		129 人	0 人	12 人	116 人	126 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）		
（概要） ・授業形態：講義、演習、実習 ・授業内容：各科目のシラバス ・年間計画：各学科のカリキュラム進捗表		
成績評価の基準・方法		
（概要） ・シラバスの評価方法に基づき、学則第8条施行細則第4条履修規定により成績評価を実施している。 <科目試験・実習評価> 可否 評定 評点（100点満点） 合格 S 90点以上 合格 A 80点以上90点未満 合格 B 70点以上80点未満 合格 C 60点以上70点未満 不合格 D 60点未満 ＊合格に満たなかった場合、再試験は1回、再実習は1回を限度として受けることができる。D判定は不合格。		

卒業・進級の認定基準
(概要) 卒業：出席日数が3分の2以上あり、全ての履修単位を修得した者を対象に学則第22条の規定により認定している。
学修支援等
(概要) ・チューター制を実施。学習の個別面談を随時実施。 ・成績低迷者に対しては、個別に時間を取り学習支援を実施。朝礼や教員会議にてその学生にあった指導の検討をし、統一した指導を行っている。 ・国試対策担当教員を決め学習指導を実施。 ・スクールカウンセラーの配置。(事務を窓口とし、予約を受け付け、相談できる体制を整えている。)

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
55人 (100%)	0人 (%)	54人 (98%)	1人 (2%)
(主な就職、業界等) 医療機関：JA長野厚生連9病院（54名）			
(就職指導内容) ・毎年8月、本校にて、JA長野厚生連9事業所による就職ガイダンスを実施（各病院の担当者が、希望する学生に向けて施設や福利厚生などを説明。） ・JA長野厚生連の紹介を入学時・各行事等で実施している。 ・学内にJA長野厚生連コーナーを設け、情報が得られるようにしている。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格、専門士			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
149人	4人	2.7%
(中途退学の主な理由) 進路変更・体調不良・学業不振		
(中退防止・中退者支援のための取組) 教員による学生との面談、休学をした場合は定期的に面談をし、学生の様子を把握。時には保護者を交えた面談を実施。最終的には副学校長による退学意思の確認。 ・進路について悩んでいるときは、休学を勧め、環境を変えるように指導。 ・スクールカウンセラーの活用。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	100,000 円	360,000 円	180,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.saku-kango.ac.jp
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)
1. 学校評価の目的 学校運営や教育活動について自己点検・自己評価を行い、その結果に基づいて自己改革を行うとともに、教育の質の向上を図り、学校の設置目的を達成するために行う。また学校関係者に報告し意見を聞き、その意見を尊重し、今後の教育活動と学校運営に取り組むために行う。 2. 定義 「自己点検・自己評価」とは、学校教育法の定めにより、本校職員が自ら学校状況について行う評価とする。 「学校関係者評価」とは、同法により「自己点検・自己評価」の結果を学校が選任する外部委員において、審議し決定された評価とする。 3. 教育目的 JA長野厚生連の看護の発展に寄与するために、人と人とのつながりを大切にできる愛情豊かな人間性を培い、看護師として日々研鑽に努めることができる有能な人材を育成する。 4. 主な評価項目 1) 教育理念・教育目的 2) 教育目標 3) 教育課程経営 4) 教授・学習・評価課程 5) 経営・管理課程 6) 入学 7) 卒業・就職・進学 8) 地域社会/国際交流 9) 研究・研修 5. 実施方法 自己点検・自己評価に基づき審議、評価を行う。 6. 体制 学校が選任する外部委員において、毎年1回評価を行う。

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
JA 長野厚生連 人材育成課 人事部長	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	学識経験者
JA 長野厚生連 佐久総合病院 統括看護部長	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	実習先看護部長
(備考欄) 令和 6 年度は、令和 7 年 3 月 24 日に学校関係者評価を実施し、令和 7 年 8 月 21 日実施の「看護専門学校運営委員会」(JA 長野厚生連役員、9 事業所の事業所長)ならびに令和 7 年 8 月 29 日実施の「看護部長会議」(JA 長野厚生連役員、9 事業所の看護部長)において評価の承認を得た。 今後は、外部委員を増やして対応していく予定。		
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.saku-kango.ac.jp		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.saku-kango.ac.jp
